

動第5号

大森山動物園電気工作物保安管理業務委託仕様書

1 業務委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

2 対象設備（対象箇所は配置図参照）

高圧受変電設備（受電電圧 6,600V、設備容量 1015kVA）1 式

3 業務内容

受託者は、別紙点検および測定・試験の基準に基づき、維持・管理・保安のための保守点検を実施すること。

(1) 月例点検および常時監視

ア 技術員を隔月1回派遣して目視等の保守点検を行なうこととする。

イ 絶縁監視装置を設置し常時監視を行うこと。

（機器設置、申請および運用に必要な経費は受託者の負担とする。）

ウ 点検項目等

（ア）設備目視点検

（イ）電流、電圧、漏洩電流、電力量測定

(2) 年次点検

ア 年次点検を年1回行うこととする。実施時期は委託者と協議の上決定する。

イ 点検項目等

（ア）設備目視点検

（イ）接地抵抗測定

（ウ）高圧および低圧絶縁抵抗測定

（エ）地絡方向継電器試験

（オ）過電流継電器試験

（カ）監視装置等試験

（キ）保護継電器制御回路試験

（ク）受変電室内の充電部等の清掃、端子部の増締め

（ケ）各キュービクル内の清掃

(3) 受託者は、24時間体制で迅速に対応できる体制を確立し、機器の故障等について連絡（絶縁監視装置からの通信を含む）を受けた時は、ただちに技術員を派遣して調査・復旧作業に着手すること。

4 業務主任者の選任

受託者は、契約後速やかに業務履行について技術上の管理をつかさどる業務主任者を選任し、委託者に通知すること。

5 報告等

受託者は、3の業務内容に掲げる業務の実施後、7日以内に保守点検記録等を委託者に提出すること。

6 費用負担

- (1) 保安全管理に必要とする資材・機材等は、受託者の負担とする。
- (2) 対象機器の不具合時における応急復旧対応は、受託者の負担とする。
- (3) 設備の老朽化による修繕・更新等の費用は、委託者の負担とする。

7 注意事項

受託者は、業務の実施に当たって事故防止に十分注意するとともに、本業務に起因する事故に対する一切の責任を負うこと。

8 その他

- (1) 契約期間中、翌年度以降において秋田市の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、秋田市は当該契約を解除することができるものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

電気工作部物保安管理業務委託 点検および測定・試験の基準（需要設備）

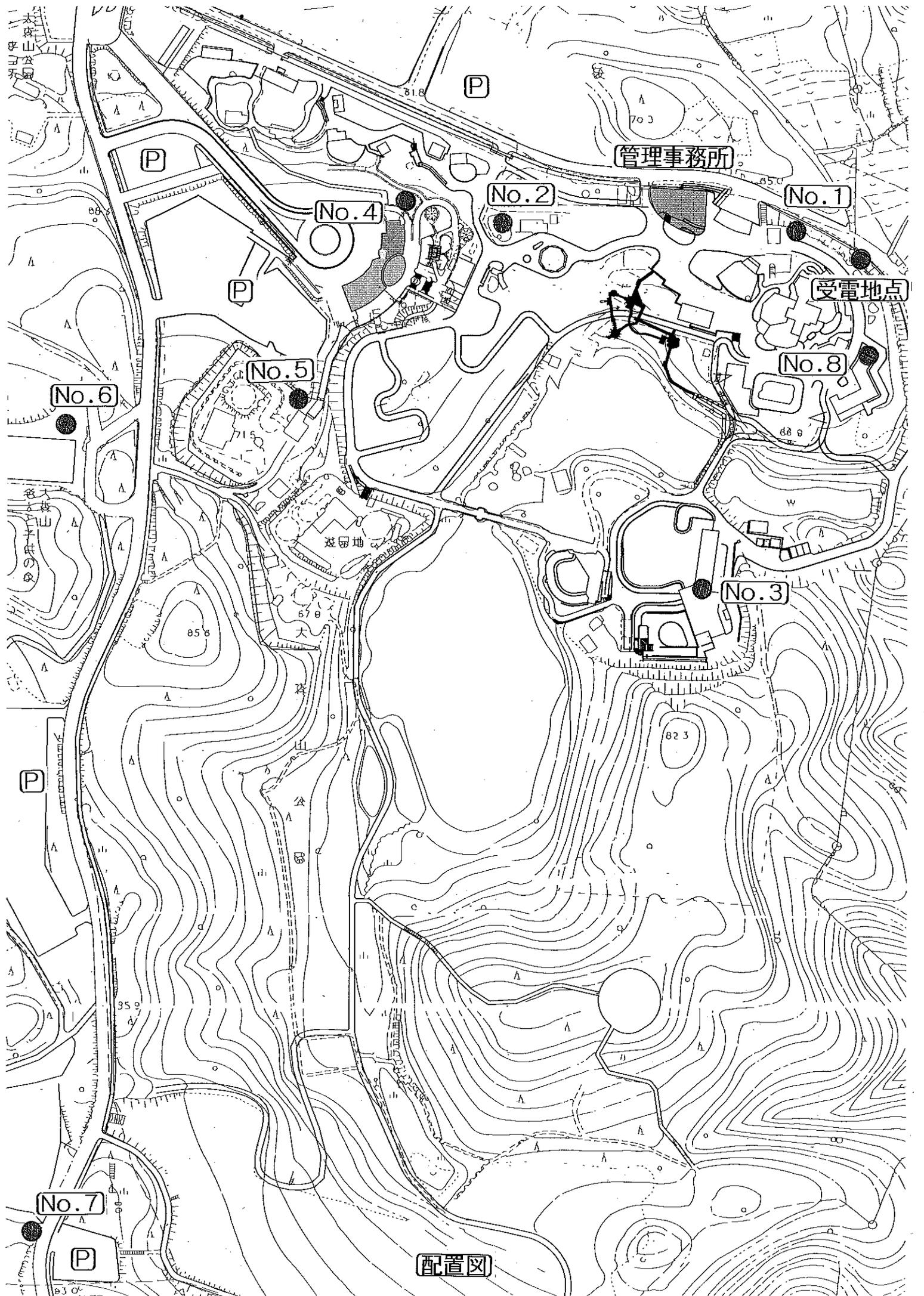
○印は該当項目

電気工作物	点 検 項 目 (※1)	定期点検		臨時点検	
		月例点検	年次点検		
		1回/隔月	1回/1年	必要の都度	
受 電 設 備	責任分界区分 開閉器・断路器 (※2)	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		結合動作試験 (※2)		○	
		保護継電器動作特性試験			○
	引込線等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	断路器 遮断機 開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		結合動作試験 (※2)		○	
		内部点検			○
		絶縁油の点検、試験			○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		内部点検			○
		絶縁油の点検、試験			○
	電力用コンデンサ 直列リアクトル	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	避雷器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	母線 バスダクト等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
その他の高圧機器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
配電盤 制御回路	外観点検	○	○		
	指示計測	○			
	絶縁抵抗測定		○		
	保護継電器動作特性試験			○	
	計器校正試験			○	
	シーケンス試験 (※2)		○		
建物、室、キュービク ル等の金属箱	外観点検	○	○		
接地装置	外観点検	○	○		
	漏洩電流測定	○			
	接地抵抗測定		○		

電気工作物	点 検 項 目 (※1)	定期点検		臨時点検	
		月例点検	年次点検		
		1回/隔月	1回/1年	必要の都度	
配 電 設 備	電線路	受電設備の引込線等に準ずる	同 左	同 左	同 左
	断路器、遮断器 開閉器、電力ヒューズ 計器用変成器、変圧器 電力用コンデンサ等 避雷器、母線等 その他の高圧機器	受電設備に準ずる	同 左	同 左	同 左
	接地装置	受電設備に準ずる	同 左	同 左	同 左

※1 各項目の点検方法については、協議により定める。

※2 3年に1回行う。



管理事務所

No. 1

No. 2

No. 4

受電地点

No. 8

No. 5

No. 6

遊园地

No. 3

No. 7

配置図

単線結線図

